

社会教育人材について

1 現在の府中市の社会教育人材について

(1) 生涯学習サポーター（旧生涯学習リーダー）

定義等	目的	現状
「文化・芸術・教育・レクリエーション活動等について専門的知識・技能を持つ市民」（府中市生涯学習サポーター要綱） 指導者として登録・更新が必要、届出制で書類審査のみ	専門的知識・技能を持つ市民を指導者として、あらかじめ登録し市民の求めに応じ、その指導者を紹介することにより市民の生涯学習の振興、生きがいの創出に寄与する（要綱より）	①文化センター等施設での利用が多く、市民団体等での利用は少ない ②登録実績と紹介実績は共に伸びていない。 R1 年度 登録者 84 人 紹介 6 件 R2 年度 登録者 76 人 紹介 1 件 R3 年度 登録者 71 人 紹介 3 件 R4 年度 登録者 57 人 紹介 5 件 R5 年度 登録者 60 人 紹介 2 件

(2) 生涯学習ファシリテーター

定義等	目的	現状
「地域における生涯学習活動の事業企画・運営、また、情報提供や相談に応じるなど、市民の学習活動に対し、直接的あるいは間接的に支援を行う地域の担い手」（第 2 次・第 3 次府中市生涯学習推進計画） 平成 22 年から生涯学習ファシリテーター養成講座を実施	「学び返し」を推進していくため、行政と地域、家庭だけではない、さまざまな社会資源も含めた「社会的つながり」を深め、人材の発掘と活用を図り、相互連携が可能なネットワークを構築する上で、それぞれを連携させる際の役割として地域の担い手を育成（第 2 次計画からの要約）	①例年 11 月に全 3 回で実施する生涯学習ファシリテーター・サポーター養成講座の受講者はゆるやかな回復傾向にある。 ②生涯学習ファシリテーターは地域の担い手であることが当初期待されていたが、生涯学習センターでの活動が中心になっている。 生涯学習ファシリテーター・サポーター養成講座の修了者は、生涯学習ファシリテーターとして市民企画講座やフェスティバル実行委員会などで活動している。 ③生涯学習ファシリテーター・サポーター養成講座は、生涯学習ファシリテーターの養成だけでなく、生涯学習サポーターの指導力向上の役割もあるが、生涯学習サポーター登録者からの参加はほとんどなく、生涯学習サポーターの新規登録にもつながっていない。

定義等	目的	現状
		R1 年度修了者 基礎 11 人・発展 11 人・実践 5 人 R2 年度修了者 6 人 R3 年度修了者 9 人 R4 年度修了者 17 人 R5 年度修了者 19 人

2 生涯学習センター社会教育主事資格保有者の生涯学習相談について

(1) 相談事例

サークル開設に関する相談（市民からの相談）

講座開講の相談（講師からの相談。自分が講師となり得る講座の開講など）

(2) 相談件数

ファシリテーター・サポーター養成講座や市民企画講座開設時に月 1、2 件程度



第 2・4 土曜日 10:30～正午



講座受講者で続けたい



団体・サークルを作りたい



ボランティアをしたい



生涯学習に関する
ご相談



自分の知識や技術を生かして講師をしたい

お気軽にまずは
お電話ください



3 文部科学省 社会教育人材の養成及び活躍推進の在り方について（最終まとめ） （次ページより）

1. 社会教育人材を取り巻く状況と社会教育人材が果たす役割への期待

（1）社会教育の裾野の拡大

社会教育人材をハブにした人づくり、つながりづくり、地域づくりの実現

○ 学校教育と社会教育との連携による地域のつながりや次世代育成の進展、福祉・防災・農山漁村振興等の分野における地域コミュニティ関連施策の社会教育との連携の重要性増大
○ 社会教育の担い手は、社会教育施設、社会教育関係団体やNPOにとどまらず、首長部局や民間企業に広がるなど、多様化
⇒ 社会教育の裾野が拡大する中、地域コミュニティにおける学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材が果たす役割は大きく、質的な向上・量的な拡大が重要

（2）社会教育主事・社会教育士の役割・期待

社会教育主事

「地域全体の学びのオーガナイザー」

学校教育（行政）をはじめ、首長部局が担う環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等と社会教育（行政）をつなぐこと等により、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引し、地域全体の社会教育振興の中核を担う

社会教育士

「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」
現場レベルの活動において、各分野の専門性と社会教育の知見を活かしながら、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする

○ 社会教育の裾野が拡大する中、社会教育士をはじめとする地域の社会教育人材が、各分野の専門性と相互のつながりを活かして活躍できるよう、社会教育主事が、地域における社会教育全体を俯瞰し、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割を担うことが重要に
⇒ 各教育委員会における社会教育主事の配置により、地域における社会教育やその関連分野の実践をつなげ、各取組の充実に相乗効果が生まれるような体制の整備が望まれる

（3）社会教育人材の確保の必要性

○ 社会教育が地域コミュニティを支える社会基盤としての役割を果たすには、教育委員会事務局や社会教育施設はもとより、環境、福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等、首長部局だけではなく、NPO等の多様な主体が担う幅広い領域において活躍する人材が、社会教育の実践的な能力を身に付け、それらを生かして社会課題の解決に向けた自律的・持続的な活動を組織・展開できるようにしていくことが重要 ⇒ 幅広い人材にとって受講しやすい社会教育主事講習・社会教育主事養成課程の実現が極めて重要

2. 社会教育人材の養成について

（1）社会教育人材に求められる能力・知見

○ 全ての社会教育人材に必要な知識として、社会教育とは何かという基本的理解を深める内容に加え、地域における学びと実践活動の循環を、効果的に進めるために必要なコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力など、様々な活動において汎用的に活用し得る能力の習得が求められる
○ 関係行政機関やNPO、企業等の多様な主体との連携・協働が想定され得るため、社会教育行政に関する一定程度の基本的な知識を含め、関係行政機関や多様な主体と連携・協働を図りながら学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識や技能の習得を図ることが必要

（2）社会教育人材の養成の在り方

○ 社会教育主事講習・社会教育主事養成課程の修了は、社会教育人材のエントリー条件であり、ここでは、社会教育に関する基本的な理解も含め、様々な実務経験を積むに当たって重要となる基本的な能力・知見等を身に付けることに比重を置くことを基本とすることが適当
○ 社会教育主事については、地域の実情を踏まえつつ、講習・養成課程修了後の実務経験や研修等による段階的な人材養成を経て任用することが望ましい方向性の一つ
○ 講習・養成課程は、社会教育主事となる者が基本的な能力・知見等を身に付けるものであるとともに、地域の多様な活動における活躍が期待される社会教育士を輩出するものであることから、地域や受講者の様々なニーズに応じられるよう、各教育機関の創意・工夫により、特色ある多様な内容が提供されることが望ましい
○ 講習・養成課程の修了後においても、多様な研修機会等の確保や社会教育人材ネットワークの活用を通じて社会教育人材の資質の向上を図り、その活躍を促進していくことが必要

様々な社会教育人材の活動・役割①



文部科学省

場	職名	根拠法令、目的、役割、活動など
教育委員会	社会教育委員	社会教育法第15条に基づき、教育委員会が委嘱する。社会教育委員は、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問への意見、研究調査の実施、青少年教育に関する特定の事項についての助言と指導を行う。(R3 18,951人)
社会教育施設	公民館主事	社会教育法第27条に基づき、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる職員。多様化、高度化する地域住民の学習ニーズ等に的確に応えるべく、公民館事業の実施(講座の開設、展示会の開催等)に当たるほか、地域住民又は各種団体が、公民館の施設・設備を利用して各種の教育的事業・行事を実施するにあたり、その企画運営上の相談に応じる。社会教育主事任用資格を公民館主事任用のための資格要件としている地方公共団体もある。(R3 11,448人)
	司書	図書館法第4条、第13条に基づき、公立図書館における専門的職員。図書館資料の収集、整理、保存、提供をはじめ、読書会等の開催、他の図書館などの社会教育施設や学校との連携・協力をを行う。子どもの読書活動の推進に当たっては、司書や学校司書が社会教育士の称号を得て、地域の様々な場所で生涯学習社会の中核として活躍することも期待されている。(R3 21,520人)
	学芸員	博物館法第4条に基づき、博物館に置かれる専門的職員であり、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。地域の文化資源の保存や展示を通して地域振興などの役割も期待され、様々な主体との連携も求められている。(R3 9,036人(類似施設の学芸員も含む。))
学校	地域学校協働活動推進員	社会教育法第9条に基づき、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。(R5 13,144人 ※地域コーディネーターを含めた場合 R5 33,399人)
	学校司書	学校図書館法第6条に基づき、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くように努めることとされている。学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進める。子どもの読書活動の推進に当たっては、司書や学校司書が社会教育士の称号を得て、地域の様々な場所で生涯学習社会の中核として活躍することも期待されている。(R2 24,392人)
	司書教諭	学校図書館法第5条に基づき、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置くこととされている。司書教諭は、学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画等の立案に従事するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法等について積極的に他の教員に助言することが期待されている。(発令学校数 R2 25,493校)
	地域連携担当教員	各学校に地域連携に携わる教員を「地域連携教員」として設置することにより、学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習・社会教育の観点から効果的・効率的に展開することを目的とする。学校と地域が連携した取組の充実、総合調整、情報収集に関することを業務として行う。(栃木県では指名に当たり、社会教育主事の資格を有する者を要件の一つとしている。)

様々な社会教育人材の活動・役割②



文部科学省

場	職名	根拠法令、目的、役割、活動など
民間・企業・団体	社会教育関係団体	PTAや子ども会など、社会教育法第10条に基づき、法人であるか否かを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体。
	生涯学習コーディネーター	一般財団法人社会通信教育協会が主催する研修を修了し、認定を受けた者。コーディネート能力、課題解決能力、レジリエンス能力、ファシリテーション能力等を身に付けた人材として、学習の成果を生かして地域の課題解決、活性化に寄与することを目的に養成。(R6 5,716人)
	民間企業	①企業のCSR事業の一環として、自社のノウハウや強みを活かしながら、少子高齢化、過疎化などの地域課題や行政ニーズに応える活動を実施。 ②民間教育事業者においても、行政機関と連携して、社会教育施設等における教育機会を提供している。
地域・コミュニティ	自治会	一定の区域を単位として、その地域に住む住民同士が助け合い、地域課題の解決に取り組むことにより、住みやすい地域社会の形成に資することを目的に、自主的に組織される団体。
	地域運営組織	地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。
	農村型地域運営組織(農村RMO)	複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。地域運営組織の一形態。
市町村	重層的支援体制整備事業	市町村が、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応し、包括的な支援体制を整備するため、市町村による断然な相談支援体制、社会とのつながりや参加の支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施。令和2年の社会福祉法の改正により、令和3年4月から開始。

⇒ 上記①②のいずれの職種・属性でも、社会教育の知見とつながり(ネットワーク)を活かせば、それぞれの活躍の場における活動をより効果的に行うことが期待できる。

社会教育主事の職務と期待される役割

○社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くとされている専門的職員であり、地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う。

<根拠法令> 【社会教育法第九条の二】 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

【社会教育法第九条の三】 社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。
社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

<具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

期待される役割

○社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助すること。

○「学びのオーガナイザー」(※)として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテーション能力等を発揮し、取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」
(平成30年12月 中央教育審議会答申) より

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。

「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」
(平成29年3月 学びを通じて地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理) より

必要な資質・能力

- 人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力
- 人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力
- 人々の力を引き出し、主体的な参画を促す

ファシリテーション能力

<養成のカリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力>
○生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
○地域課題や学習課題の把握・分析能力
○社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
○多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
○学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
○地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」
(平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会) より

➡ **社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布**
(平成30年文部科学省令第5号)、令和2年4月1日施行

「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



社会教育士

法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令） 公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

第8条第3項 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。
第11条第3項 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	1,382人	4,820人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,139人	2,227人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,070人	2,521人	7,047人

「社会教育士」について

「社会教育士とは?」を学ぶを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします。

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得したコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。



社会教育主事と社会教育士の役割や活動について

	社会教育主事	社会教育士
法令における規定	(社会教育法第9条の2) 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。 (社会教育法第9条の3) 社会教育を行う者に専門的技術的な助言指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。 学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。	(社会教育主事講習等規程第8条) 修了証書を授与された者は、社会教育士(講習)と称することができる。 (社会教育主事講習等規程第11条) 修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。
業務・活動内容	教育委員会事務局が主催する社会教育事業・研修事業の企画・実施、社会教育施設・社会教育関係団体が実施する事業・活動に対する専門的な指導・助言を通じ、地域住民の学習活動の支援を行う。	公民館の職員等として社会教育行政の分野で活躍している例もあるが、他の分野における取組は、概ね社会教育士の各個人により、それぞれの所属や活動の場(首長部局、民間企業、NPO等)において、各分野の専門性と社会教育の知見を活かした取組が行われている。
人数	1,451人 ※市町村における配置率40.9% (令和3年10月時点 出典:社会教育調査)	7,047人 (令和5年度時点 出典:文科省調査)
期待される役割	【現在】 社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしている。 【今後】 上記に加え、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体による関連する取組全体を踏まえながら、社会教育人材のネットワーク活用しつつ、コーディネート能力やファシリテーション能力等を発揮し、他分野の専門職と対等に協働しながら多様な分野と社会教育(行政)をつなぎ牽引する役割を担うことが期待される。さらに、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割も担う。	【現在】 社会教育士は、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待される。 【今後】 各分野における専門性と社会教育の知見を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加える工夫を行ったり、また社会教育の手法を用いて活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする活躍が期待される。さらに、地域の社会教育人材ネットワークを活用することで、社会教育士によって地域の様々な取組がより効果的に推進されるようになることが期待される。
求められる能力・知見	①人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力、②人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力、③人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力を発揮し、社会教育における学びと実践の活動を推進する力 行政としての専門的知見(社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など)	



各分野の専門性を様々な場に活かす
学びのオーガナイザー

地域全体の学びのオーガナイザー

